

あかしこども財団こどもの居場所づくり事業助成金交付要綱

2018年(平成30年)5月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、明石市内にこども食堂を開設する市民等に対し、こどもの居場所づくり事業助成金(以下「助成金」という。)を交付することで、こどもの居場所づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱におけるこども食堂とは、子どもたちが食を通じて地域とふれあい、豊かな人間性や社会性を育むすべての子どもの居場所として開設されるもので、必要に応じて支援が必要な子どもを関係機関につなぐ「気づきの地域拠点」としての機能を有するものをいう。

(助成対象要件)

第3条 助成金の交付対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 明石市内でこども食堂を開設すること。
- (2) 明石市民が運営に関わっており、代表者、運営スタッフ、その他協力者等の人員を含む体制が一定以上整っていること。
- (3) 概ね月1回以上こども食堂が開催可能であり、自立的、継続的に運営できること。
- (4) 地域への適切な周知がなされ、子どもたちの十分な参加が見込まれること。参加する子どもたちが主に明石市在住であること。
- (5) 子どもたちへの食事の提供以外にプログラムが考えられていること。
- (6) 地域に開かれた運営がなされること。
- (7) 安全面・衛生面について適切な配慮がされていること。
- (8) 子どもたちの情報を適切に管理すること。

2 前項の規定に関わらず、次に該当する事業は、助成対象としない。

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 特定の政治的主張の普及を目的とする事業
- (3) 特定の宗教の利害に関する事業
- (4) 暴力団等の反社会的勢力と関係ある、または関係の疑いがある個人や法人、団体が関係する事業
- (5) その他あかしこども財団理事長(以下「理事長」という。)が不相当と認める事業

(助成金)

第4条 助成金の種類は運営助成、特別助成、衛生管理助成とし、金額は別表1に掲げるものとする。ただし、営業許可を取得し、主に飲食業を営むものについては、別表2の内容欄に掲げるものとする。

2 特別助成については、助成後、3か月を経ずに年度を越える場合、次年度は助成を行わないものとする。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費は、こども食堂の開設及び運営に要する経費として、別表3に掲げるものとする。

(助成の申請)

第6条 助成金を申請する者(以下「申請者」という。)は、下記の書類を提出するものとする。

- (1) こども食堂運営者情報(様式第1号)
- (2) こども食堂計画書(様式第2号)
- (3) こどもの居場所づくり事業助成金申請書兼請求書(様式第3号)
- (4) その他理事長が必要と認める書類

(助成の決定)

第7条 理事長は前条の規定による申請があれば、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、速やかに申請者に通知するものとする。

2 理事長は前項の決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

(助成金の交付)

第8条 理事長は助成金の交付決定がされた場合は申請者に対して、速やかに助成金を交付するものとする。

(事業内容の変更または中止)

第9条 助成金の交付を決定された者(以下「交付決定者」という。)が、事業内容を変更し、または事業を中止する場合には、事前に理事長の承認を得なければならない。

(申請内容の変更)

第10条 交付決定者が申請後に申請内容を変更する場合は、こどもの居場所づくり事業助成金変更申請書兼精算書(様式第4号)を提出するものとする。

(精算)

第11条 前条に基づく申請内容の変更があった場合、理事長は速やかにその内容を審査した上で、精算を行い、助成金の追加交付が必要な場合はこれを行い、余剰がある場合は返還をさせることができる。

(積立)

第12条 交付決定者は、翌年度に実施する事業の経費に充てるため、理事長の承諾を得て、助成金を積み立てることができるものとする。

なお、積み立てられる額は、当該年度交付決定額の2分の1を上限とする。

(実施報告)

第13条 交付決定者は毎年4月末日までに、理事長へ下記の書類を提出するものとする。

- (1) 「こども食堂実施報告書」(様式第5号)
- (2) 「こども食堂活動記録」(様式第6号)
- (3) その他理事長が必要と認める書類

(交付決定の取り消しおよび返還)

第14条 理事長は、交付決定者が次のいずれかに該当するとき、助成金の交付

決定の全部または一部を取り消し、助成金を返還させることができる。

- (1) 交付決定者から辞退の申し出があったとき。
- (2) この要綱またはこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けようとしたとき。
- (4) その他理事長が助成金の交付について不相当と認めたとき。

(報告及び調査等)

第 15 条 理事長は、必要があると認めるときは事業実施者に対して、事業の実施状況について報告を求め、またはあかしこども財団職員に事業の実施状況について調査もしくは質問させることができる。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、制定の日から施行する。

附則

この要綱は、2019 年(平成 31 年) 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、2020 年(令和 2 年) 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 4 条第 1 項関係)

助成金の種類	A. 手作りの食事	B. 市販品の提供
運営助成 (開催 1 回につき)	20,000 円	10,000 円
特別助成 (1 年度に 1 回)	50,000 円	30,000 円
衛生管理助成 (食品衛生責任者養成講習会の受講料実費)	上限 8,000 円 (1 人当たり)	
1 年度の限度額	700,000 円	

別表 2 (第 4 条第 1 項ただし書き関係)

助成金の種類	A. 手作りの食事	B. 市販品の提供
運営助成 (開催 1 回につき)	10,000 円	
特別助成 (1 年度に 1 回)	20,000 円	
衛生管理助成 (食品衛生責任者養成講習会の受講料実費)	—	
1 年度の限度額	350,000 円	

別表 3 (第 5 条関係)

運営助成	食材費、消耗品費、使用料、印刷費、保険料、謝礼金、通信費、旅費、その他理事長が必要と認める経費
特別助成	備品購入費等、その他理事長が必要と認める経費